

清水町妊婦支援給付金

妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたって継続的にサポートします。その1つとして、妊婦支援給付金を支給します。

妊婦届出時等の面談を受けた妊婦さんに、まず5万円（妊婦支援給付金1回目）を支給し、出産予定日の8週間前（妊娠32週）以降に胎児の数を届け出た後に、胎児の数×5万円（妊婦支援給付金2回目）を支給します。

◆**対象者** 申請日時時点で、清水町に住民票があり、清水町での妊婦給付認定を受けた方
(他の市町村で同様の給付金を受けている場合は、各給付の対象外となります)

◆概要

	妊婦支援給付金1回目	妊婦支援給付金2回目
支給額	妊婦一人あたり5万円	妊娠している子ども一人あたり5万円
申請の流れ	①妊娠届時に保健師の面談を受ける。妊婦支援給付金の案内を受け、申請する。 ②決定通知が送付される。申請書に記載した妊婦の口座に給付金が振り込まれる。	①産後、新生児訪問等の際に保健師の面談を受ける。妊婦支援給付金の案内を受け、申請する。 ②決定通知が送付される。申請書に記載した妊婦の口座に給付金が振り込まれる。
注意事項	※医療機関を受診し、胎児心拍を確認していることが必要です	※令和7年4月1日以降に <u>妊娠の継続をしていないことが分かった場合（流産や死産等）も支給対象となります。下記へご連絡ください。</u>
申請期限	胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日より2年間	出産予定日の8週間前（妊娠32週）の日（流産・死産した場合はその日）より2年間

* 妊娠届出の前に、妊娠が継続しなかった場合（流産や死産等）は、胎児心拍の確認及び妊娠していた子どもの数を証明する診断書等の提示（診断書料は妊婦本人負担）により支給対象となる可能性があります。お問い合わせください。

* 子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に清水町外に転出した場合には、清水町の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。また、転入等により、清水町の妊婦給付認定を受けていない場合は、認定申請が必要です。



申請・問い合わせ先



清水町保健福祉センター内 保健福祉課健康推進係 TEL 0156-67-7320